

給実甲第1164号
平成25年2月15日

人事院事務総長

平成25年4月1日における号俸の調整の運用について（通知）

標記について、下記のとおり定めたので通知します。

記

規則9-133第1条第2項関係

人事院規則9-133（平成25年4月1日における号俸の調整）（以下「規則」という。）第1条第2項第1号の「平成25年4月1日において31歳以上37歳未満の職員」とは、昭和51年4月2日から昭和57年4月1日までの間に生まれた職員をいい、同項第2号の「調整日において37歳以上39歳未満の職員」とは、昭和49年4月2日から昭和51年4月1日までの間に生まれた職員をいう。

規則9-133第1条第3項関係

- 1 規則第1条第3項第1号ハの「人事院の定めるこれに準ずる職員」は、事務総長の承認を得てその号俸を決定された職員とする。
- 2 規則第1条第3項第1号ニの「人事院の定めるもの」は、平成19年1月1日において、人事院規則9-8-57（人事院規則9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）附則第6項の規定により読

み替えられた人事院規則 9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）第 37 条の規定により D の昇給区分に決定された職員又は人事院規則 9—8—57 附則第 9 項第 3 号（同規則附則第 10 項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）に該当した職員であって、平成 18 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間における規則第 1 条第 3 項第 1 号ニに規定する休職等期間（以下「休職等期間」という。）に係る給実甲第 192 号（復職時等における号俸の調整の運用について）による号俸の調整ができた日（給実甲第 192 号第一の第 2 項第 4 号の規定により号俸の調整の時期を延期した日を除く。）のうち、調整日に最も近い日（以下「判定日」という。）における号俸（当該判定日から調整日の前日までの間に同条第 3 項第 1 号ロに規定する俸給表異動等（以下「俸給表異動等」という。）をした職員にあつては、人事院規則 9—8 第 26 条第 1 項第 1 号（同規則第 28 条において準用する場合を含む。）の規定又は同号の規定の例による再計算（以下「俸給表異動等再計算」という。）をした場合に当該判定日に受けることとなる号俸）の号数を、同年 4 月 1 日から平成 21 年 9 月 30 日までの期間に係る給実甲第 192 号第一の第 2 項第 2 号に規定する調整数について同号に規定する標準号俸数の号数及び号俸数に相当する数並びに同項第 3 号に規定する算定の基礎となる号数（当該号数が 0 となる場合を除く。）がこれらの号数及び数にそれぞれ 1 を加えて得た数であったものとして給実甲第 192 号の定めるところにより調整された号俸の号数から減じた数（以下「復職時調整抑制数」という。）から、平成 18 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間にある休職等期間（当該休職等期間に係る判定日が平成 19 年 1 月 1 日後となる場合にあつては、当該判定日に係る全ての休職等期間）が属する同規則第 37 条第 4 項第 1 号に規定する基準期間（以下「基準期間」という。）に係る昇給を行う日（以下「昇給日」という。）のうち、同条（人事院規則 9—8—57 附則第 6 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により A、B 又

はCの昇給区分に決定された昇給日（平成19年1月1日から平成21年1月1日までの間におけるものに限る。以下同じ。）及び人事院規則9—8—57附則第9項第1号又は第2号に該当して昇給の号俸数を決定された昇給日の数を減じた数（判定日が平成22年1月1日以後である職員であって、平成23年4月1日において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成22年法律第53号）附則第5条第1項の規定により号俸を一号俸上位の号俸とされた職員又は給実甲第192号第一の第8項の規定により読み替えられた給実甲第192号により号俸を調整された職員（以下「平成23年調整職員」という。）にあつては、当該数から1を減じた数）が0となる職員とする。

3 規則第1条第3項第1号ホの「人事院が定めるもの」は、調整日に人事院規則9—8第17条第1号から第4号まで及び第7号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者（以下「人事交流等調整日採用職員」という。）とする。

4 規則第1条第3項第3号の「人事院の定めるもの」は、給実甲第442号（人事交流による採用者等の職務の級及び号俸の決定について）の定めるところにより号俸を決定された職員であつて、給実甲第442号第4項（給実甲第442号第7項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により再計算した場合（人事交流等により引き続いて職員となった日から調整日の前日までの間に俸給表異動等をした職員にあつては、俸給表異動等再計算をした場合）に、同条第3項第1号、第2号又は第4号に掲げる職員に該当することとなるものとする。

5 規則第1条第3項第4号の「人事院の定めるもの」は、給実甲第326号（人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）の運用について）第43条関係第3項第1号の規定による初任給として受けるべき号俸の決定において、人事院規則9—8—57附則第5項の規定により号俸を決定された職

員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成19年1月1日（平成22年1月1日以後に同号の規定により号俸を決定された職員にあっては、平成18年11月1日（同項に規定する特定職員にあっては、同年10月1日））前となる職員とする。

- 6 規則第1条第3項第6号の「人事院の定める職員」は、人事院規則9—8第17条、第18条、第19条、第23条第4項、第24条の2第3項、第26条第1項第2号（同規則第28条において準用する場合を含む。以下同じ。）、第29条、第44条、第48条又は第49条の規定に基づき人事院又は事務総長の承認を得て号俸を決定する際の計算の過程における昇給その他の号俸の決定について、規則第1条第3項第1号から第5号までの規定を適用したとしたならば、これらの規定に掲げる職員に該当することとなるもの及び規則9—133第2条関係第2項の規定を適用したとしたならば、平成19年昇給等抑制職員とみなす職員に該当することとなるものとする。

規則9—133第1条第4項関係

- 1 規則第1条第4項第1号の「平成19年1月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員のうち人事院の定めるもの」は、平成20年1月1日において、人事院規則9—8第37条の規定によりDの昇給区分に決定された職員であって、復職時調整抑制数から、平成19年1月1日から同年12月31日までの間にある休職等期間（当該休職等期間に係る判定日が平成20年1月1日後となる場合にあっては、当該判定日に係る全ての休職等期間）が属する基準期間に係る昇給日のうち、同条（人事院規則9—8—57附則第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定によりA、B又はCの昇給区分に決定された昇給日及び人事院規則9—8—57附則第9項第1号又は第2号に該当して昇給の号俸数を決定された昇給日の数を減じた数（平成23年調整職員にあっては、当該数から1を減じた数）が0（当該休職等期間の初日が平成19年1月1日前にある場合に

あつては、1以下)となる職員とし、「これらの職員に相当するものとして人事院が定めるもの」は、人事交流等調整日採用職員とする。

2 規則第1条第4項第3号の「人事院の定めるもの」は、給実甲第442号の定めるところにより号俸を決定された職員であつて、給実甲第442号第4項の規定により再計算した場合(人事交流等により引き続いて職員となつた日から調整日の前日までの間に俸給表異動等をした職員にあつては、俸給表異動等再計算をした場合)に、同条第4項第1号、第2号又は第4号に掲げる職員に該当することとなるものとする。

3 規則第1条第4項第4号の「人事院の定めるもの」は、給実甲第326号第43条関係第3項第1号の規定による初任給として受けるべき号俸の決定において、人事院規則9-8-57附則第5項の規定により号俸を決定された職員であつて、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡つた日が平成20年1月1日(平成22年1月1日以後に同号の規定により号俸を決定された職員にあつては、平成19年11月1日(同項に規定する特定職員にあつては、同年10月1日))前となる職員とする。

4 規則第1条第4項第6号の「人事院の定める職員」は、人事院規則9-8第17条、第18条、第19条、第23条第4項、第24条の2第3項、第26条第1項第2号、第29条、第44条、第48条又は第49条の規定に基づき人事院又は事務総長の承認を得て号俸を決定する際の計算の過程における昇給その他の号俸の決定について、規則第1条第4項第1号から第5号までの規定を適用したとしたならば、これらの規定に掲げる職員に該当することとなるもの及び規則9-133第2条関係第2項の規定を適用したとしたならば、平成20年昇給等抑制職員とみなす職員に該当することとなるものとする。

規則9-133第1条第5項関係

1 規則第1条第5項第1号の「平成20年1月1日から同年12月31日ま

での間において休職等期間がある職員のうち人事院の定めるもの」は、平成21年1月1日において、人事院規則9—8第37条の規定によりDの昇給区分に決定された職員であって、復職時調整抑制数から、平成20年1月1日から同年12月31日までの間にある休職等期間（当該休職等期間に係る判定日が平成21年1月1日後となる場合にあっては、当該判定日に係る全ての休職等期間）が属する基準期間に係る昇給日のうち、同条（人事院規則9—8—57附則第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定によりA、B又はCの昇給区分に決定された昇給日及び人事院規則9—8—57附則第9項第1号又は第2号に該当して昇給の号俸数を決定された昇給日の数を減じた数（平成23年調整職員にあっては、当該数から1を減じた数）が0（当該休職等期間の初日が、平成19年1月1日から同年12月31日までの間にある場合にあっては1以下、同年1月1日前にある場合にあっては2以下）となる職員とし、「これらの職員に相当するものとして人事院が定めるもの」は、人事交流等調整日採用職員とする。

2 規則第1条第5項第3号の「人事院の定めるもの」は、給実甲第442号の定めるところにより号俸を決定された職員であって、給実甲第442号第4項の規定により再計算した場合（人事交流等により引き続いて職員となった日から調整日の前日までの間に俸給表異動等をした職員にあっては、俸給表異動等再計算をした場合）に、同条第5項第1号、第2号又は第4号に掲げる職員に該当することとなるものとする。

3 規則第1条第5項第4号の「人事院の定めるもの」は、給実甲第326号第43条関係第3項第1号の規定による初任給として受けるべき号俸の決定において、人事院規則9—8—57附則第5項の規定により号俸を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成21年1月1日（平成22年1月1日以後に同号の規定により号俸を決定された職員にあっては、平成20年11月1日（同項に規定する特

定職員にあっては、同年10月1日)前となる職員とする。

- 4 規則第1条第5項第6号の「人事院の定める職員」は、人事院規則9—8第17条、第18条、第19条、第23条第4項、第24条の2第3項、第26条第1項第2号、第29条、第44条、第48条又は第49条の規定に基づき人事院又は事務総長の承認を得て号俸を決定する際の計算の過程における昇給その他の号俸の決定について、規則第1条第5項第1号から第5号までの規定を適用したとしたならば、これらの規定に掲げる職員に該当することとなるもの及び規則9—133第2条関係第2項の規定を適用したとしたならば、平成21年昇給等抑制職員とみなす職員に該当することとなるものとする。

規則9—133第2条関係

- 1 規則第2条の「人事院の定める職員」は、復職時調整抑制数から、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める数を減じて得た数(規則第1条第3項の平成19年昇給等抑制職員(以下「平成19年昇給等抑制職員」という。))、同条第4項の平成20年昇給等抑制職員(以下「平成20年昇給等抑制職員」という。))及び同条第5項の平成21年昇給等抑制職員(以下「平成21年昇給等抑制職員」という。))のいずれにも該当しない職員にあっては、復職時調整抑制数(平成23年調整職員にあっては、当該減じて得た数又は当該復職時調整抑制数から1を減じた数。次項において「抑制数」という。))が1以上となる職員とする。

- 一 平成19年昇給等抑制職員(休職等期間が平成18年4月1日から同年12月31日までの間にある場合に限る。以下この項において同じ。))、平成20年昇給等抑制職員(休職等期間が平成19年1月1日から同年12月31日までの間にある場合に限る。以下この項において同じ。))又は平成21年昇給等抑制職員(休職等期間が平成20年1月1日から同年12月31日までの間にある場合に限る。以下この項において同じ。))のい

ずれかのみ該当する職員 1

二 平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれか2に該当する職員 2

三 平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員及び平成21年昇給等抑制職員のいずれにも該当する職員 3

2 前項の規定により規則第2条の「人事院の定める職員」に該当した職員は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める職員（規則第1条第3項から第5項までの規定により平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員に該当した職員にあつては、当該定める職員のうち当該該当した職員以外の職員）に、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員、平成21年昇給等抑制職員の順序に従い、該当するものとみなす。

一 抑制数が3以上である職員 平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員及び平成21年昇給等抑制職員

二 抑制数が2である職員 平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員及び平成21年昇給等抑制職員のうち、いずれか2の職員

三 抑制数が1である職員 平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員及び平成21年昇給等抑制職員のうち、いずれかの職員

その他の事項

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）附則第8条第2項の規定により号俸を1号俸上位の号俸とされた職員に対しては、人事異動通知書又はこれに代わる文書（以下「通知書等」という。）によりその旨を通知するものとする。ただし、通知書等の交付によらないことを適当と認める場合には、適当な方法をもって通知書等の交付に代えることができる。

なお、記入の際の参考例を示せば、次のとおりである。

平成24年法律第2号附則第8条第2項の規定により〇〇俸給表〇級〇号俸
を給する

以 上